

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成28年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第31号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。